

# テリ・シャイボ事件において制定された2つの法律をめぐる問題点

井樋 三枝子

- I テリ法制定の経緯と患者の権利についての法制度
  - 1 「テリ・シャイボ事件」の経緯
  - 2 アドバンス・ディレクティブと患者の自己決定権法
- II 州テリ法の問題点
  - 1 制定時の議論
  - 2 州テリ法違憲訴訟
  - 3 その他の議論
- III 連邦テリ法の問題点
  - 1 制定時の議論
  - 2 連邦テリ法に基づく訴訟
  - 3 その他の議論
- IV 事件後の問題点
  - 1 州テリ法と連邦テリ法との違い
  - 2 国民の反応
  - 3 司法府への圧力の増大

しを決意し、無能力となったテリの後見人として、1998年5月に第一審裁判所であるフロリダ州パインラス巡回裁判所(The Circuit Court for Pinellas County, Florida)に対し、生命維持装置の取外しについて最初の申立てを行った。

テリの両親であるシンドラー夫妻(Robert and Mary Schindler)はこれに反対した。彼らは、テリはPVSではなく、回復の見込みがあり、テリの従前の意思として治療停止を望んでいたとは言えないと主張した。

また、テリの両親は、夫が後見人としてふさわしくないと考えており、夫による訴訟の提起と前後して、夫を後見人から外す訴えを起こしていた。しかし、テリの訴訟代理人が、夫は後見人として適切であると述べたこともあり、その訴えは却下された。

## (訴訟の経過)

2000年1月24日テリの延命措置停止についての審理が開始された。

この裁判では、様々な点が争われたが、以下の2点が認められ、夫が勝訴した。

- ・テリはPVSであり回復の見込みがないこと。
- ・テリはPVSに陥る以前、自分は延命治療を望まないという意思を持っていたこと。

その後、上訴裁判所(The District Court of Appeal of Florida, Second District)<sup>(注2)</sup>、最高裁判所(Supreme Court of Florida)<sup>(注3)</sup>においても第一審判決が支持され、2003年9月17日、第一審のグリア(George Greer)裁判官はテリの栄養チューブ取外しの決定を下した。

## I テリ法制定の経緯と患者の権利についての法制度

### 1 「テリ・シャイボ事件」の経緯

(事件の始まり)

1990年、フロリダ州のテリ・シャイボ(Theresa Marie Schiavo, 当時26歳。以下「テリ」とする。)は、重い脳障害のため生命維持装置の補助が必要な状態となった。数年後もテリの病状は改善せず、脳死ではないが永続的植物状態(PVS: Persistent Vegetative State)<sup>(注1)</sup>であり、回復の見込みはないと考えられていた。

テリの夫マイケル・シャイボ(Michael Schiavo)は、テリ本人が無意味な延命よりも尊厳死を望んでいたという理由から、生命維持装置の取外

テリ・シャイボ事件年表

年	月	日	事 件	訴 訟	州 法	連 邦 法
1990	2	25	テリ・シャイボ一時的心停止を 起こし、蘇生後植物状態となる。 原因は、摂食障害によるカリウ ム不足と診断。生命維持装置の 利用開始。			
	6	18	裁判所よりテリの夫がテリの後 見人に指名される。テリの両親 異議を唱えず。			
1992			テリの不妊治療担当医に対し、 カリウム不足による昏睡につい て夫が医療過誤訴訟を提起。 ⇒勝訴（1993）			
			夫と両親の関係悪化（両親側 による夫への不信）			
1998	5			夫、生命維持装置取り外し の申立て		
	12	20		テリの後見人の座をめぐり 両親が提訴するが棄却		
2000	1	24		テリの延命停止について審 理開始 ⇒夫、勝訴 （州最高裁2003.8.22）		
2003	9	17		州最高裁判所栄養チューブ 取外し命令		
	10	15	テリ栄養チューブ取外し			
	10	20			保守派州議会議員、州テリ 法を議会に提出	
	10	21			州テリ法可決・施行	
	10	21	州知事 Executive Order No03- 201 (Release date, 2003.10.22) 発令 ⇒栄養チューブ再挿入			
	10	21		夫、州テリ法は違憲である として州知事を告訴 ⇒夫、勝訴 （州最高裁2004.9.23）		
2004	12	3		州知事、連邦裁判所に州テ リ法違憲訴訟を裁量的上訴		
2005	1	24		連邦最高裁、知事の上訴を 不受理 ⇒知事、敗訴		
	2	25		州第一審グリア裁判官、テ リの生命維持装置取外しを 命令		
	3	15			フロリダ州上院司法委員 会、特定条件のPVS患者 の延命停止を禁ずる法案可 決（S.804）	
	3	16				連邦議会下院、延命停止の状 況にある無能力者一般に適 用可能な法案提出(HR1332)
	3	17				連邦議会上院 テリ個人にの み適用する法案提出(S.653)
	3	18	テリ栄養チューブ取外し			
	3	20				妥協法案(連邦テリ法)提出
	3	21				連邦テリ法成立、ブッシュ 大統領、連邦テリ法に署名
	3	21		両親、チューブ再挿入の訴え ⇒棄却（2005.3.22）		
	3	22		連邦控訴裁判所に上訴 ⇒棄却（2005.3.23）		
	3	23		連邦最高裁判所に上訴 ⇒不受理（2005.3.24）		
	3	23			フロリダ州上院本会議にお いて S.804最終的に否決	
	3	31	テリ死去			

\*本年表は “The Battle over Terri Schiavo.” Washington Post, Apr. 1, 2005, p.A13及び “KEY EVENTS IN THE CASE OF THERESA MARIE SCHIAVO” Univ. of Miami Ethics Programs <<http://www.miami.edu/ethics/schiavo/timeline.htm>> (Last Access: 2005.6.7) より作成した。

- ・テリ・シャイボ=Theresa Marie Schiavo
- ・テリの夫=Michael Schiavo
- ・テリの両親=Robert and Mary Schindler

(事件の州議会への波及)

敗訴が確定したテリの両親は、保守派議員やキリスト教関係団体を巻き込み、テリの生命維持装置装着の継続を求める運動を起こした。

ブッシュ (Jeb Bush) フロリダ州知事と、兄のブッシュ (George W. Bush) 合衆国大統領は、テリの事件に強い関心を寄せており、彼女の延命停止に懸念を表していた。彼らは、政治的にキリスト教右派と密接な関係を有しており、テリの両親に同調しておく理由があったとも言われている。フロリダ州の保守派議員も同様であった。

また、テリが本当に PVS かどうかという点を議論するに当たり、両親側が訴訟で提出したビデオテープも人々の波紋を呼んだ。

それは、テリが母の呼び掛けに答えるかのような声を発し、表情を変化させる様子を写したもので、テープを見た議員に、テリは PVS ではないかもしれないという疑念を生じさせ、テリを延命させるべきではないかという意見を抱かせるに十分なものであった。<sup>(注4)</sup>

しかし、裁判所の命令に従い、2003年10月15日、テリの栄養チューブは取り外された。

これに対して保守派の州議会議員は10月20日に、テリの尊厳死を阻止する目的の法案を議会に提出した。<sup>(注5)</sup>

テリの両親側の激しい運動を受けて、翌21日に通称「テリ法」と呼ばれる州法<sup>(注6)</sup>(後述の連邦法と区別するため、以下「州テリ法」という。)が制定され、施行された。

(州テリ法違憲訴訟)

州知事は、州テリ法成立後、直ちにテリへの栄養チューブ再挿入の命令<sup>(注7)</sup>を出した。

テリの延命停止の判決が覆される結果となったテリの夫は、州テリ法は違憲であるとし、州知事を相手取り訴訟を提起した。この訴訟は州最高裁まで争われたが、州テリ法の違憲性が認

められ州知事の敗訴<sup>(注8)</sup>となった。

そこで州知事は、連邦最高裁判所に裁量的上告を申し立てた。2005年1月24日連邦最高裁が、州知事の上告を受理<sup>(注9)</sup>しなかったため、知事の敗訴<sup>(注10)</sup>が決定した。

(事件の連邦議会への波及)

州テリ法違憲判決を受けて2005年2月25日に、グリア裁判官により再度テリの生命維持装置の取り外しが命じられ、取外し日時は、同年3月18日と指定された。そこで、テリの尊厳死に反対する保守派の連邦議会議員は、テリ延命を目的とする法案を提出した。

下院は、3月16日にテリに限らず同様の状態にある無能力者<sup>(注11)</sup>に対しても適用可能な法案を、上院は、17日にテリの救済に限定した法案を提案し、それぞれの院でその当日中に可決した。<sup>(注12)</sup>

どちらの法案も、テリのチューブ再挿入を審理する裁判管轄権を連邦裁判所に付与する内容であるという点に変わりはなかったが、両院とも互いの法案を譲らなかった。

3月18日には命令どおり、テリの栄養チューブが取り外されたこともあり、3月20日、最終的に上院の方針に従った新しい法案<sup>(注13)</sup>が改めて提出され、21日に成立した。

かねてよりテリの尊厳死に反対の意を表明していたブッシュ大統領は21日深夜、遊説先から急遽ホワイトハウスに帰り、法案(以下「州テリ法」と区別するため「連邦テリ法」という。)に署名するという異例の措置で発効させた。

(連邦テリ法に基づく訴訟)

連邦テリ法<sup>(注14)</sup>が制定されると、その日のうちに、同法に基づきテリの両親は連邦地方裁判所 (U.S. District Court for the Middle District of Florida) に対し、延命の訴えを起こしたが、認められなかった。

また、訴訟の間の予備的救済として栄養

チューブの再挿入を訴えたが、退けられた。テリの生命維持装置は、3月18日以降、ずっと取外された状態のまま、連邦控訴裁 (U.S. Court of Appeals for the 11<sup>th</sup> Circuit)、連邦最高裁 (The Supreme Court of the United States) と上訴されたが、最終的に3月24日に最高裁は訴えを棄却した。

2005年3月31日、テリは亡くなった。

## 2 アドバンス・ディレクティブ<sup>(注15)</sup>と患者の自己決定権法<sup>(注16)</sup>

(テリと類似の事件)

まず、1998年にテリの夫が起こした、テリの延命措置停止を求める訴訟における争点の背景について簡単に触れる。

アメリカ国内で、患者側の人権問題として、いわゆる「死ぬ権利」が問題とされ始めた契機は、カレン事件<sup>(注17)</sup>であると言われている。

1976年カレン・アン・クライン (当時21歳) は、臓器移植の問題に絡んで提示され、認められていた脳死基準である「ハーバード・クライテリア」<sup>(注18)</sup>に照らし、脳死とは定義できないが、PVSであると診断されていた。

カレンが意識を回復し、これまでの生活に戻することは不可能であると考えたカレンの父親は、彼女の延命治療の停止を医師に求めた。

しかし、担当医はカレンが意識や認識を回復するとは考えられないが、回復不能ともいえず、どのレベルまで回復するかも断言できないとして、延命治療の停止を拒否した。

そこで、父親は延命治療停止の命令を求めて訴えを起こした。この訴訟はニュージャージー州最高裁まで争われた。

最終的に州最高裁は、延命措置停止の命令を出し、次の通り<sup>(注19)</sup>判示した。

- ・プライバシー権は、憲法上認められた不文の権利であり、治療拒否も含まれる。
- ・無能力者にも能力者同様、プライバシー権の

行使は認められており、無能力者の権利行使に当たっては、代理人として後見人が権利行使を主張できる。

- ・「治療拒否」というプライバシー権は、医師が診断した病気の状況や予後の状況又は今後用いる治療の種類等によっては、医師による治療義務や、生命維持に関する州の利益よりも優先されることがありうる。

『「治療拒否」というプライバシー権行使の結果としての」死ぬ権利を認めたこのカレン事件判決以後、終末期医療についての法制化が各州で進んだ。

1990年には、ほとんどの州でリビング・ウィル (事前に本人が自分の終末期医療について希望を記した文書) 等のアドバンス・ディレクティブ (事前に自身の希望する医療行為について意思表示したもの) の法制化が行われる結果となった。

この動きをさらに進める事件が起きた。クルーザン<sup>(注20)</sup>事件である。これは、連邦裁判所レベルで治療拒否を含む患者のプライバシー権についての判断が下された初めてのケースであるとされている。

1983年1月、ナンシー・クルーザン (当時25歳) は自分の終末期の医療について、法律で認められたリビング・ウィル等の明確な意思表示 (アドバンス・ディレクティブ) を残さないまま PVS に陥った。そのため彼女の両親は延命治療を停止するため訴訟を提起した。

ミズーリ州最高裁では、患者の意思を証明する「明確で説得的な (clear and convincing)」証拠が存在するならば、リビング・ウィル等が存在しなくても、治療の停止を認めうることを示したが、両親はその証拠を提示できなかったため敗訴した。

そこで、両親は連邦最高裁に上訴したところ受理され、この問題が連邦で判断されることと

なった。

最終的に連邦最高裁は州最高裁判決を支持する結果となった。<sup>(注21)</sup>

(患者の自己決定権法)

クルーザン事件のようにアドバンス・ディレクティブが存在しない患者の治療拒否の権利の行使について問題が発生したことを受け、1991年に患者の自己決定権法（連邦法）が制定されることとなった。

この法律は、医師が患者に対し、州法上保証されている終末期医療における患者の自己決定権行使の仕組みや、リビング・ウィル等のアドバンス・ディレクティブ作成について説明し、その作成に協力する義務を有することを規定している。

(アドバンス・ディレクティブのないPVS患者の延命停止)

このように、法制度の整備が進んだとはいえ、アメリカにはアドバンス・ディレクティブを実際には行使していない国民も多くいると言われている。<sup>(注22)</sup>

テリ・シャイボもまた、アドバンス・ディレクティブを持たずPVSになっていた。

そのため、テリの夫と両親との間で争われたのは、主に以下の2点であった。

- ・テリには治療を拒否する意思があるのかどうか、その意思はどのように証明されるのか。
- ・延命治療の停止に当たっては、フロリダ州法上の条件を満たし患者がPVSであり、回復の見込みがないことが証明される必要があった。<sup>(注23)</sup>

そこで、テリが本当にPVSかどうかについても激しく争われることとなった。

## II 州テリ法の問題点

ここでは、先に経緯を説明した二つのテリ法のうち、前者「州テリ法」をめぐる問題点を検討する。州テリ法の邦訳は、本号174ページに掲載する。

### 1 制定時の議論

州最高裁による判決で延命停止が決定すると、テリの両親とその支持者は州知事に対し、テリの栄養チューブ取外しを阻止するよう、さらに取外し後は、再挿入について行動を起こすよう圧力をかけた。

この激しい要求を受けて、フロリダの行政府と立法府は、テリの栄養チューブ再挿入に向けて動き始めた。<sup>(注24)</sup>

2003年10月20日フロリダ州共和党議員は、州テリ法案を州議会に提出した。

この法案は、特定状況下の患者に対する水分や栄養分の差止めを、1回に限り延期するよう命令できる権限をフロリダ州知事に付与することを内容としており、条文中にテリの名前が挙がっているわけではない。

しかし、効力が施行後15日間に限られるなど、この法律上の特定条件を満たす患者はテリの他には考えられず、実質的にはテリの栄養チューブ再挿入のみを意図した法案であることは明白であった。

下院法案は、提案当日に修正なしで下院を通過、上院では3回の修正がされた後、可決された。下院では、上院の修正案が受け入れられ、21日に再可決された。このような迅速な審議は、州議会議員に対する激しいテリ延命運動による<sup>(注25)</sup>ところが大い。

こうして成立した州テリ法は、後に違憲判決が出されることになる。そこで、この法案について、審議の段階ではどのような議論が行われたかを見ていきたい。

上院で法案審議に当たって出された上院事務局による法案分析調査報告 (Senate Staff Analysis and Economic Impact Statement<sup>(注26)</sup>) においては、既にこの法案が包含すると考えられる憲法事項に関する問題点が挙げられていた。

以下にその概要を記す。

- ・法案は、治療拒否を含む自己の医療行為を決定する権利としての憲法上のプライバシー権に影響する。
- ・フロリダ州法上、自己の医療行為を決定する権利については規定が存在し、アドバンス・ディレクティブによる権利行使が認められているが、州はアドバンス・ディレクティブなしで無能力となった患者にも、憲法上の権利として、医療行為の決定とその権利の行使を裁判上の先例として認めている。
- ・アドバンス・ディレクティブなしで無能力状態となった患者の権利行使の手段としては、権利行使の法定後見人 (プロキシ (proxy)<sup>(注27)</sup>) と呼ばれる。) が州法で規定されている。法案の意図する州知事の命令は、プロキシによる患者の医療行為選択と同様の効果を有すると考えられる。

しかし、裁判所が肉親や友人以外の人間をプロキシに指名する場合は、多くの前提条件を満たさなければならない。例えば、患者を収容する医療機関の倫理委員会と主治医が、患者の容態が永続的で、回復見込みの合理的根拠がないと決定する等である。さらに、プロキシが代理で延命停止等の医療行為を決定する場合には、患者が州法上の PVS と認められる必要がある。また、プロキシの決定には、患者がそれを望んでいると考えられる「明確で説得的な (clear and convincing)」証拠が必要となる。

州知事による生命維持装置取外しを差し止める命令は、上述のような、州法上の条件を満たしておらず問題である。

- ・法案は、州知事が命令を出す際の聴聞等の機会や告知の手段を提供しておらず、州憲法上のデュープロセス規定に触れる可能性がある。
- ・州知事が命令を変更、解除をするに当たっての条件や、命令を求める場合に必要な条件についての定めがない。この点も憲法上のデュープロセスを保障しない恐れがある。
- ・法案は、司法府を侵害する条文を含んでおり、州憲法で保障する三権分立に抵触する恐れがある。州知事の命令が、裁判所命令の効果を蹂躪する結果となるためである。

しかし、上院で行われた修正の審議内容は、憲法上の議論ではなく、「〔取外し命令の〕延期命令の発令に際して、巡回裁判所の首席裁判官は、当該の患者のため、州知事及び裁判所に勧告をするための訴訟上の後見人を指名する。」という項<sup>(注28)</sup>の挿入が主であった。保守キリスト教系ネットワーク新聞社 WorldNetDaily は、これについて、法案の違憲性の審議というより、テリの夫と弁護士に対する防御策であったと報じている。

## 2 州テリ法違憲訴訟

2003年10月21日、州テリ法により与えられた権限に基づき、州知事はテリへの栄養チューブ再挿入を命令したが、テリの夫は直ちに州テリ法の違憲性を主張し、訴訟を起こした。<sup>(注29)</sup>

夫の主張は以下の通りである。

- (1) 州テリ法の制定と州知事命令に基づく栄養チューブの再挿入は、フロリダ憲法で保障されているテリのプライバシー権を侵害している。
- (2) 州テリ法は三権分立を侵害している。
- (3) 州テリ法は、法の下での平等を侵害している。
- (4) 州テリ法は、憲法で禁じられている私権剥奪法である。
- (5) 州テリ法は、無効な個別法律である。

(6) 州テリ法は、あいまいで違憲的である。

これに対して州知事は、以下のように対抗した。

- ・州裁判所の命令によるテリの延命停止は、テリ生存中はいつでも実行可能であるため、州テリ法による延命停止の延期は、事実上最終判決を覆さない。
- ・州テリ法は、非常に限られた状況下において州知事に無能力の患者のためにプロキシとしての行為を認めたものであり、州知事の行動は、州法第765条（アドバンス・ディレクティブ）において規定された範囲に限られている。また、州テリ法に基づく州知事の命令は、後見人としての国（*parens patriae*<sup>(注31)</sup>）の権限の行使として効力を有する。

2004年9月23日の州最高裁のテリ法違憲判決は、州テリ法が、三権分立を侵害している点において憲法違反であるとし、それは以下の2つの側面から認められると示した。<sup>(注32)</sup>

- ① 司法権を侵害している。
- ② 立法府が行政府（州知事）に対して権限を委任している。

①については、合衆国憲法が司法府の立法府からの独立を強く意識して制定されていることを述べた上で、州知事の命令の結果、行政府に司法府の最終判決を事実上覆す力が与えられる点が司法権の侵害となるという判断である。また、行政府による司法府の最終判決への干渉を許す法律を立法府が採択することも司法権の侵害であるとし、立法、行政双方からの司法権の侵害を指摘した。

②については、以下のような論理を展開している。

州テリ法は、州知事が命令を出すに当たっての、明確な基準を設定していない。命令が可能

な状況、有効期間等の条件を規定しておらず、この権限の行使を無条件に行政府に委任している点が三権分立の原則に違反する。

さらに、州テリ法が、無能力者の利益保護のため一般的に制定されていれば合憲であるが、州テリ法の適用条件を満たすのはテリだけであり、広く無能力者の権利を保護する趣旨とは認められず違憲であるとした。

また、州知事側の反論に対しては、最終判決が出され諸手続が終了した時点で、テリの生死を問わず、その状態に干渉する事態を引き起こす立法や権限の行使は、司法権に対する侵害であるとした。さらに州テリ法では、州法で終末期の患者の権利を定めた第765条に全く言及しておらず、州知事は、プロキシとして行為するために州法上必要とされる手続を踏んでいないとして、州知事の主張を認めなかった。

### 3 その他の議論

州テリ法違憲訴訟に関しては、上で紹介した以外にも様々な議論が行われた。以下に主なものを紹介する。

#### (1) 一般法律と個別法律

夫側申立ての中の「(5)州テリ法は、無効な個別法律である。」に着目し、州テリ法が一般法律（General Law）、個別法律（Special Law）のどちらであるかを問題とする意見がある。

個別法律は、どの特定集団に対して適用されるのかという基準がはっきりと示される必要があるが、州テリ法はこれを満たしていない。<sup>(注33)</sup>もし、州テリ法が一般法律ならば合憲の可能性もあると留保しながらも、一般法律とは州のあらゆる人に適用可能なものであるはずなので、実質的にテリにのみ適用可能な内容の州テリ法が、一般法律であるかは疑わしいとする。<sup>(注34)</sup>

州最高裁は、このことについては全く判断

を行わなかった。

## (2) 私権剥奪

また、(4)の州テリ法が私権剥奪法であり違憲であるという夫の申立について、州最高裁は、懲罰としての適用を意図したものを私権剥奪と呼ぶため、州テリ法は私権剥奪法とはいえないとした。これに対して、私権剥奪の趣旨は裁判手続によらない立法府と行政府による権利の剥奪であると考えられるため、州テリ法も一種の私権剥奪法的性質を有するという理由で違憲といえるとする議論がある。<sup>(注35)</sup>

## (3) プライバシー権の侵害

立法府は、州テリ法は、「テリを殺してはならない。」という民意を反映する法律であるという立場をとっていた。しかし、テリの延命停止は州憲法上認められたプライバシー権であり、栄養チューブ再挿入には改憲の必要がある。憲法改正の手続を経ずに、州テリ法の制定で再挿入を行うことは、憲法に違反するという意見もある。<sup>(注36)</sup>

## Ⅲ 連邦テリ法の問題点

次に、「連邦テリ法」の問題点を検討する。「連邦テリ法」の邦訳については、本号175～176ページに掲載する。

### 1 制定時の議論

(妥協法案成立の経緯)

先に述べたとおり、2005年3月18日にテリのチューブ取り外しが最終的に決定されたことを受け、まず下院では、3月16日「2005年無能力者保護法案」が提出され、当日のうちに可決された。<sup>(注37)</sup>

この法案は、連邦訴訟法典第89章以下を改正し、州裁判所の判決により生命維持装置の停止が決定した場合は、当該無能力者又はその後見人が、その決定の後30日以内に連邦地方裁判所

に提訴できる権限を認めるものである。そして、連邦地裁に持ち込まれる訴訟では、先の州判決やその他の訴訟手続上の制約を受けず、全く新しい審議が可能とされた。

一方上院では、3月17日個別法律案(Private Bill)の形式で個人の救済法「テレサ・マリー・シャイボの家族の救済のための法律案」が審議され、同日中に同院を通過した。<sup>(注38)</sup>

この法案は、テリの両親が、テリの栄養チューブの取外しについて、連邦裁に訴えを提起することを認め、その審議に関しては先の州判決やその他の訴訟手続上の制約を受けず、全く新しく行うべきことを規定したものである。

下院は、あくまでも一般的に適用される法律の成立を、上院は、個人に適用する法律の制定を目指しており、両院は当初から歩み寄る気配がなかった。また、3月19日からは復活祭休暇であるため、通常では議会の審議が行われない。そのため、このままでは18日に行われるテリの延命停止を連邦議会が阻止することは難しいと思われていた。

しかし、両院は歩み寄り、結果として、ほぼ上院の案と同様の新しい法案を、20日に可決する妥協が成立した。これはパームサンディの妥協法案(以下「妥協法案」とする。)と呼ばれている。<sup>(注39)</sup>

(法案に対する議会での意見)

連邦議会において、これらの法案審議の中で議論された点を以下に紹介する。

(1) テネシー州選出民主党のシーラ・ジャクソン＝リー(Sheila Jackson-Lee)下院議員は、当初の下院案「2005年無能力者保護法案」、妥協法案のいずれにも反対していた。

まず、下院法案に関しては、問題をテリ個人の救済に限るべきであり、委員会による審議もないまま一般法として、問題の多い法律を通過させるべきではないとし、上院提出の

個人の救済法案は、この点で下院法案よりは比較的希望ましいと述べた。

しかし、通常下院では、個別法律案は上程日が月1回と限定される等、審議上制約が多いため、ジャクソン＝リー議員の意見に対しては「上院からの個別法律案の回付を待ったり、下院で個別法律案を作成して審議を行ったりしてはテリが死亡するではないか。」等の反論があがっていた。<sup>(注40)</sup>

これらの経緯を踏まえた上で、妥協法案についてもジャクソン＝リー議員は、下院案と比較すれば良いとしながらも、法案の有する司法権の侵害の恐れを指摘した。また、訴訟上結論の出ている個人のプライバシーの問題を政治問題としたことに対する反対を述べた。

さらに、上院案と妥協法案との相違点である第9条「連邦議会の意図」は、妥協法案とは別個の法案たるべきものであり、無能力者の延命停止問題に対する審議を強要する意図を強く感じる等の反対理由を述べた。<sup>(注41)</sup>

ジャクソン＝リー議員は、結局この妥協法案の投票を棄権した。<sup>(注42)</sup>

(2) テリの両親側の弁護士でありアメリカ・カトリック大学コロンバス・ロースクール (The Catholic University of America Columbus School of Law) ロバート・A・デストロ (Robert A. Destro) 教授が妥協法案の合憲性について以下のように証言している。

- ・法案は三権分立、連邦制を侵害しない。これは、個人の救済法案であり州の判決を連邦の審議が侵害する構図とならない。よって法案は、州テリ法よりも効果的手段である。
- ・法案は、最高裁の先例に反しない。合衆国憲法に基づくテリの権利侵害につき、連邦裁において新たな審議を認めるだけである。つまり、州最高裁の最終判決を再調査するものではなく、連邦法上提起される訴

訟の管轄権を連邦裁が引き受けるに過ぎないためである。

- ・法案は、遡及効の禁止に抵触しない。なぜなら遡及効とは、制定日以前に施行日を設定することや、前法から期待される結果を覆すこと等を指すためである。

## 2 連邦テリ法に基づく訴訟

(連邦地方裁判所の判断)

2005年3月21日テリの両親は、連邦テリ法に基づき連邦地方裁判所に提訴した。

また、テリの両親は、訴訟係争中は栄養チューブをテリに再挿入するという予備的救済をあわせて求めていた。

連邦地裁は、3月22日テリの両親の訴えを棄却した。

その理由は、連邦テリ法が、予備的な救済についての手続を定めていないため、さらに法案制定過程で、栄養チューブの再挿入等の命令を出すなどの予備的救済について規定した条項を、審議途中であえて削除していたことが明らかであるためとした。

また、原告の申立てについても全て却下された。<sup>(注43)</sup>

判決の内容を、以下に紹介する。<sup>(注44)</sup>

- ・連邦テリ法の合憲性には疑いがあるが、救済命令を考慮するに当たっては、違憲性を問題とせずに判断が可能である。
- ・予備的命令のような一時的な差止命令の目的は、判決までの間、取り返しの付かない侵害から保護すること、現状を維持すること等であるが、以下の条件を満たすことを必要とする。
  - (1) 本案勝訴の実質的な見込みが存在すること。
  - (2) 取り返しの付かない侵害が存在すること。
  - (3) 申立人が脅かされている権利侵害の方向が、生命維持装置取外し差止命令による権

利侵害よりも勝っていること。

- (4) 生命維持装置取外し差止命令が公益に反しないこと。

テリは、救済命令が出なければ死ぬと考えられ、(2)の条件を満たしているが、テリの夫は、栄養チューブの再挿入というプライバシーを脅かす行為によりテリの権利が侵害されると主張した。連邦地裁もプライバシー権の侵害の苦痛の方が死よりも勝ると判断し、両親の訴えは認められないとした。

#### (第二審の判断)

テリの両親は、直ちに控訴したが3月23日に敗訴した。

この判決においても、両親側は本案勝訴の実質的な見込みを主張のなかで提示できていないとして地裁判決が支持されている。

また、夫側は連邦テリ法の違憲的な側面を主張していたが、控訴裁では、連邦テリ法の違憲問題は直接判断しないと述べた。

理由は、原告側が主張している連邦テリ法に基づく救済が得られるかの判断においては、連邦テリ法が合憲であると推察しても問題ないためとした。

救済を認めない理由については、地裁の意見を支持した上で、以下のように説明している。

- ・連邦テリ法には、訴訟上いかなる状況で、一時的で予備的な救済を与えるべきかを述べる条項が存在しない。
- ・連邦議会会議録によると、法案審議において、一時的な救済に関して規定した条項を、審議の結果、削除している<sup>(注46)</sup>。
- ・このように連邦テリ法では、救済を規定しないという立法上の意図があり、結果として条文も存在しない以上、救済を与えるかどうかは、先行する法や判例に基づき判断せざるを得ない。結果として、地裁の指摘どおりテリの生命の停止より、意思に反する延命による

侵害の方が大きいと考えられる。

このように、控訴裁の判断もほぼ原判決支持に終わった。テリの両親は連邦最高裁に訴えたが、その上訴は認められなかった。

### 3 その他の議論

連邦裁判所は、連邦テリ法の違憲性について具体的な検討を行わなかったが、議会、法廷以外で議論された点について、主なものを以下に例示的に紹介する。

- (1) 連邦テリ法が、最終判決を覆す効力を有しており、三権分立の原則を侵害するという批判は様々な場面で出されているが、これに対し若干の反論がある。

連邦テリ法は、新たな訴訟の場を提供するだけで、特定の実質的な結果を要求するものではないため、最終判決の結果を必ずしも変えるとはいえないという意見である<sup>(注47)</sup>。

- (2) また、連邦テリ法で批判が多い点は、テリにだけ適用されることである。立法府の権限の行使として正当化できない奇妙なものと考えられている。

これに関しても、歴史上、連邦議会が個別法律案の作成を行ってきた経緯を考えると、刑法上の処罰を伴わない限りは、連邦テリ法のような立法が必ずしも違憲とは言えないとの意見もある<sup>(注48)</sup>。

- (3) 連邦テリ法が、実質上、先の州裁判所による判決を無視させる効力を有し、連邦制に対する侵害であるという批判も出されている<sup>(注49)</sup>。

これに対しては、政策的な問題はあるが憲法上の問題とはならないという意見がある。理由として、人身保護令状に関する訴訟では古くから、州裁判所の決定後に連邦裁判所による連邦法に基づく全く新たな審議が可能であったことがあげられている<sup>(注50)</sup>。

- (4) 連邦テリ法が、クルーザン事件において連

邦最高裁が示した「明確で説得的な (clear and convincing)」証拠に基づく、患者の「治療拒否を含めたプライバシー権」の行使についての判例を侵害することになるという意見もある。<sup>(注51)</sup>

しかし、連邦テリ法は、連邦裁判所に訴訟係争中、テリのチューブを再挿入しないことも許容している。再挿入がなければ、クルーザン判決の基準に従って判断された州判決を侵害しないことも可能であり、必ずしも、連邦テリ法は、クルーザン判決を侵害していないという考え方がある。<sup>(注52)</sup>

- (5) 更に、政治と宗教の過度の係わり合いを危惧する意見もある。連邦議員が連邦テリ法審議時に、テリの境遇をキリストの受難に例えて言及し、ローマ法王が先に出された州最高裁判決に反対して出した声明についても言及したことを政治と宗教の混同と指摘している。<sup>(注53)</sup>

#### IV 事件後の問題点

##### 1 州テリ法と連邦テリ法との違い

州テリ法は、チューブ再挿入という直接的な行為に関して規定された。連邦テリ法の隠された意図も、州テリ法と同様であると考えられるが、実際には、連邦裁判所への新たな訴訟の提起の実現を規定するのみであった。加えて訴訟係争中には、一時的にテリへチューブを再挿入することが暗に望まれていたにもかかわらず、法文上「あえて」定めてもいなかった。

このような2つの法律の事件に対する直接の関与の度合の差が、一方を違憲立法であると結論付け、一方については、合憲性に疑問を残しつつも判断が避けられたという違いとなったと考えられる。

連邦テリ法は、もはや適用の可能性がなく、その違憲性について決着が付かないままとなった。

##### 2 国民の反応

連邦テリ法制定の直前、フロリダ州では次のような法案が審議されていた。<sup>(注54)</sup>

書面のアドバンス・ディレクティブが存在しないPVS患者の延命停止の権利行使にあたって、患者の関係者（プロキシの資格を有する）が反対した場合には、たとえ延命拒否の権利行使が司法判断で認められたとしても、延命を停止してはならない。

この法案は、上院司法委員会可決後、2005年3月23日上院本会議で否決された。

この法案が可決され、テリに適用されたならば、やはり州テリ法と同様、重要な憲法問題が発生したと考えられる。

だが、テリ事件とは別に、改めて同趣旨の法律が制定された場合、終末期医療についての今後のフロリダ州の方針が大きく変わる可能性がある。

つまり、法案が意図するように、患者本人の口頭意思表示が「明確で説得的な」証拠により証明されたとしても「患者の関係者の反対」があれば、生命維持装置の停止を行えない。そうすると延命停止の要件は、連邦最高裁判例であるクルーザン判決よりも一段階厳しくなると考えられるからである。

今後このような流れが、アメリカ国民の考え方の変化によって起きうるのか、2つのテリ法やこのフロリダ州の法案は、単に保守派議員の意向の反映に過ぎないのかは判らない。

しかし、連邦テリ法制定後の世論からは、次のような印象を受ける。

アメリカ主要紙社説は、連邦テリ法成立をこぞって否定的に取り上げた。ここからも、違憲判決こそ免れたものの、制定時の議論では三権分立と連邦制を侵害する恐れが言及されており、性急で異例な手続により制定された連邦テリ法は、国民に何らかの政治的な意図を感じさせていたことがうかがえる。<sup>(注55)</sup>

さらに、結果としてはテリ延命とはならなかったこともあり、国民には「連邦テリ法制定は議会の先走り」といった冷淡な認識も見られる。例えば、米4大ネットワーク局 CBS ニュース、ABC ニュースの調査では、連邦テリ法制定により、連邦議会が個人の生命に関与する可能性が増したと考えるアメリカ人は、約7割で、連邦テリ法制定によりシャイボ事件が連邦裁判所の管轄とされたことに反対するアメリカ人は、6割であるとされている。<sup>(注56)</sup>

### 3 司法府への圧力の増大

そもそも、個別の訴訟事件として決着が付いていたテリの事件を、政治的な論争へと発展させた上、最終的な決着は再度司法の場へと投げ返す結果となった連邦テリ法の制定に関しては、裁判官に対する政治家からの不当な攻撃であるという意見が出されている。<sup>(注57)</sup>

また、2つのテリ法による三権分立の原則の侵害の可能性にとどまらず、政治側から司法府に対する更なる介入の動きがテリの事件の前後に見られる。

例えば、テリの事件を担当した連邦裁判所の裁判官に対して、保守派で下院共和党院内総務トム・ディレイ (Tom Delay) 議員は、司法が荒れ狂っている、立法を侵害している (run amok)、政治活動家と化した裁判官 (activist judges) が法を脅かしているなど、司法を牽制する発言を行っている。<sup>(注58)</sup>

また、ディレイ議員は、下院司法委員会において、裁判官の身分保障の根拠となっている合衆国憲法第3編第1節の「非行のない (good behavior) 限りその職を保つ」という条文の「非行のない限り」という文言が、起草時に遡って、何を意味していたか調査すべきとの発言をし、テリの事件の裁判官や、自身の思想に沿わないと考えられる裁判官の弾劾の可能性を暗示している。<sup>(注59)</sup>

このような議員からの圧力に対しては、法曹関係者から以下のような批判がなされている。

ディレイ議員の発言は、テリの死亡についての責任を司法府に転換した謂れのないものである。連邦裁判所のテリ事件の判決は、穏当なものであり、裁判所の使命としてあくまでも法の解釈に徹するという立場をとっており、宗教的にも政治的にも偏りは存在しない。連邦テリ法の適用結果に対する不満があるとすれば、責められるべきは連邦テリ法を成立させた立法府自身である。<sup>(注60)</sup>

注

\* インターネット情報はすべて2005年5月30日現在である。

\* 訴訟記録、判決文、法案及び法律の条文については、特に URL の指定のない場合は、Schiavo Case Resources, University of Miami Ethics Programs, <[http://www.miami.edu/ethics/schiavo\\_project.htm](http://www.miami.edu/ethics/schiavo_project.htm)> 又は、Terri Schiavo Case: Legal Issues Involving Healthcare Directives, Death, and Dying, *Findlaw legal news and commentary*, <<http://news.findlaw.com/legalnews/lit/schiavo/index.html>> によった。

\* 特に URL の記載がない新聞記事については、有料データベース“FACTIVA” <<http://jp.factiva.com/>> を利用した。

(1) 一般的には、次のような状態とされる。

- ・周囲の状況の知覚、思考が不可能。
- ・呼吸等の生命維持活動部分の脳の活動は行われている。
- ・表情の変化、発声等があるが、本人の意思ではなく、話す、指示に応ずる等は不可能。
- ・起き上がれず、自身での咀嚼、嚥下は不可能。
- ・医療行為があっても初めて状態の維持が可能である。

(2) *In re Schiavo*, 851 So. 2d 182 (2<sup>nd</sup> DCA 2003).

(3) *Schindler v. Schiavo*, 855 So. 2d 621 (Fla. 2003).

- (4) 裁判では、テリの発声や表情の変化は全て単なる反射行為であり、テリは、明らかにPVSであると  
する医師の診断が支持された。
- (5) 2003 HB 35-E(Fla. 2003), 2003 S 12-E (Fla. 2003)
- (6) An Act of Oct. 21, 2003, 2003 Fla. Laws ch.418
- (7) Executive order No. 03-201 (2003.10.22), Florida Governor's Office Homepage, <[http://sun6.dms.state.fl.us/eog\\_new/eog/orders/2003/october/eo2003-201-10-22-03.html](http://sun6.dms.state.fl.us/eog_new/eog/orders/2003/october/eo2003-201-10-22-03.html)>
- (8) Bush v. Schiavo, 885 So. 2d 321 (Fla. 2004).
- (9) Bush v. Schiavo, 160 L.Ed.2d 1069 (2005).
- (10) 州テリ法の問題と立法背景については、金井淳「三権分立と尊厳死」『ジュリスト』No.1285, 2005.3.1, p.116に要点のまとめがなされている。
- (11) H.R.1332, 109th Cong. (2005)
- (12) S.653, 109th Cong. (2005)
- (13) S.686, 109th Cong. (2005)
- (14) An Act for the relief of the parents of Theresa Marie Schiavo, Pub. L. 109-3, 119 STAT. 15 (2005)
- (15) 「アドバンス・ディレクティブ」とは、前もって自身の希望する医療行為について意思表示しておくこと一般を指す。その内容は、州によって様々であるが、大きく二つの形式に分けられる。
- ① 自分が望む医療処置について文書で残しておく方法(一般的に「リビング・ウィル」と呼ばれる。)
- ② 自分が意思表示できない状態(無能力状態)に陥った時、自己の医療行為に関する意思決定の権限を委託する人物を文書で指定しておく方法。
- また、上述のどちらも有しない無能力者については法律上、医療行為の選択、決定の代行が可能である人間(無能力者の配偶者、家族であることが多い。)を規定する州もある。
- 益田雄一郎・井口昭久「アメリカにおける「患者の死ぬ権利」の現状」『海外社会保障情報』118号, 1997, 4, pp.29-44
- (16) The Patient Self-Determination Act 1991, Pub. L. 101-508, Section 4206 and 4751.
- (17) In the Matter of Karen Quinlan, 355 A. 2d 647 (U.S., 1976).
- (18) “A Definition of Irreversible Coma, -Report of the Ad Hoc Committee of the Harvard Medical School to Examine the Definition of Brain Death. -” *JAMA*, Aug. 5, 1968. Vol. 205 No. 6, pp.337-340.
- (19) 唄孝一「続・解題カレン事件」『生命維持治療の法理と倫理』有斐閣, 1990, pp.259-271.
- (20) 「42 Cruzan v. Director, Missouri Department of Health 497 U.S. 261, 110 S. Ct. 2841, 111 L. Ed. 2d 224 (1990). 死ぬ権利」『英米法判例百選 第3版』別冊ジュリスト139, 有斐閣, 1996 pp.86-87.
- (21) その後、ナンシーの同僚により、ナンシーが「植物状態では生きていたくない。」と語っていたことが証言され、最終的にナンシーの延命治療は停止された。
- (22) 益田・井口 前掲書
- (23) フロリダ州法第765章以下にPVS判定の基準等が細かく規定されている。
- (24) Mitch Stacy “Parents urge Gov. Bush to help daughter’s case; the parents of Terri Schiavo remain locked in a decadelong legal battle with her husband.” *The Miami Herald*, Oct. 17, 2003, p.6; Mitch Stacy “Parents’ ‘Hail Mary’ plea rejected by 2 state courts efforts on behalf of brain-damaged Terri Schiavo were turned away by circuit and appeal judges.” *Orlando Sentinel*, Oct. 18, 2003, p.B5.
- (25) J. Taylor Rushing “Lawmakers take up fight for woman in coma. Bill would let governor order her feeding tube be restored.” *The Florida Times-Union*, Oct. 21, 2003, p.A-1; Allison North Jones, Elaine Silvestrini “Legislature acts to save Schiavo” *The Tampa Tribune*, Oct. 21, 2003, p.1.
- (26) Session Bills Staff Analysis of 2003 S 12-E, *The Florida Senate*, <<http://www.flsenate.gov/data/session/2003E/Senate/bills/analysis/pdf/2003s0012E.rc.pdf>>
- (27) フロリダ州法上、患者自身が委任した権利行使の

代理人は、サロゲート (surrogate) と呼ばれる。サロゲートの指定は、広い意味でのアドバンス・ディレクティブである。

(28) この項に基づき、2003年10月31日ジェイ・ウォルフソン (Jay Wolfson) 博士がテリの法廷代理人 (彼女のために決定をなす権限はない) として指名された。医学、法学2つの学位を有し、裁判でのテリの最善の利益を代表するものとして専任された。12月1日に博士は、テリがPVSであり回復の見込みはないことを報告している。

(29) 州テリ法違憲訴訟は、控訴裁判所での審議を飛ばし、直接州最高裁に持ち込まれる形となった。この訴訟では、州知事側とテリの両親が、テリの夫側の提訴を妨げようと様々な手段を用いたため、様々な訴えが入り組んでいる。州知事側は、違憲訴訟の担当となった第一審裁判官にテリの夫の訴えを棄却するように求めたが退けられ、さらにその裁判官を訴訟から排除する訴えを起こした (控訴裁判所はこの訴えを却下)。また、州テリ法違憲訴訟の当事者は、州知事とテリの夫であったが、当事者ではないテリの両親の関与が可能かどうかといった申立て、裁判管轄権の問題についての申立て、州テリ法に基づき任命されたテリの法廷代理人の交代の請求等が立て続けになされていた。

そこで、テリの夫側は第一審で勝訴後、控訴裁判所に持ち込まれた段階で、本件を直接最高裁で審理するよう控訴裁判所に申し立てた。控訴裁はこれを認め (2004年6月1日)、州最高裁も「州最高裁において早急な解決が求められる公衆にとって非常に重要な問題」であるとして、これを認めるという特別な手続きを踏むこととなった。

(30) Petitioner's Brief, *Schiavo v. Bush* (Fla. Cir. Ct. 2003) (No.03-008212-CI-20).

(31) 法的能力に制約のあるものに対するの保護者としての役割のことで、アメリカでは、州が果たすとされる。(田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会1991)

(32) *op. cit.* (6).

(33) West's Encyclopedia of American Law, 2<sup>nd</sup> Ed. 2004, pp.108-109.

(34) Thomas C. Marks, Jr., "Terri Schiavo and the law." *Albany Law Review*, Vol. 67, 2004, pp.848-847.

(35) Michael C. Dorf, "How The Florida Legislature and Governor Have Usurped the Judicial Role, in the Schiavo 'Right to Die' Case." *FindLaw's Legal Commentary*, 2003.10.29, <<http://writ.news.findlaw.com/dorf/20031029.html>>

(36) *ibid.*

(37) A Bill of Protection of Incapacitated Persons Act of 2005 (H.R. 1332, 109 Cong.)

(38) A Bill of the relief for the family of Theresa Marie Schiavo, (S.653, 109 Cong.)

(39) A Bill of the relief for the parents of Theresa Marie Schiavo, (S.686, 109 Cong.)

3月20日がイースター直前の日曜日の「パームサンデー」であることが名前の由来である。

(40) 本法案は個人の救済法案だが、一般法律案 (Public Bill) の手続で裁決されたため、一般法律 (Public Law) として成立している。ここでいう一般法律とは、本文中のII.3.①におけるGeneral Lawと地域的個別法律 (Local Law) の双方を含み、個別法律 (Private Law) と対になるものである。個人の救済法案は、個別法律案 (Private Bill) として審議されることが多くその場合は、個別法律として成立する。

(41) 151CONG. REC. H1601-2 (Mar. 16, 2005).

(42) 151CONG. REC. H1727 (Mar. 20, 2005).

(43) 下院では記名投票が行われた。なお、パーセンテージは、投票記録より著者が概算した。

内訳:賛成203 (共和党77%、民主党23%)、反対58 (共和党1%、民主党99%)、棄権174 (共和党40%、民主党60%)

(44) 連邦地裁において、テリの両親側は以下の事項を申し立てた。

(裁判官の立場、行為に対するの申立)

・合衆国憲法第14修正デュープロセス条項違反

- ・ 不公正な裁判官の審議による法の下での平等の侵害 (カソリックとしてのテリの宗教の自由に関する申立て)
- ・ 宗教的土地利用及び被収容者の法律 (Religious Land Use and Institutionalized Persons Act) 違反
- ・ 宗教の自由の侵害

(45) Schiavo ex rel., Schindler v. Schiavo, 357 F. Supp. 2d 1378 (Fla. Dist. Ct., Mar. 22, 2005).

(46) 妥協法案提出前、先に上院で可決された S.653 の第 5 条に以下の条項が存在した。

#### SEC. 5. STAY

Upon the filing of a suit or claim under this Act, the District Court *shall* issue a stay of any State court order authorizing or directing the withholding or withdrawal of food, fluids, or medical treatment necessary to sustain the life of Theresa Marie Schiavo pending the determination of the suit.

この S.653 では 'shall' を 'may' に修正し可決されたが、妥協法案では、この条は削除されている。この経緯について、'may' への修正を提案したミシガン州選出民主党レビン (Carl Levin) 上院議員が法案の提案者でもあるビル・フリスト (Bill Frist) 共和党院内総務に確認をしている。「本法案においてもその前の法案の審議経過においても、延命停止の延期を連邦裁判所に命令する意図ではない」とフリスト議員は了解している。

(47) Michael C. Dorf, "How the Schiavo Federal Court Case Might Have Been Won." *Findlaw Legal Commentary*, 2005.3.26, <<http://writ.news.findlaw.com/dorf/20050326.html>>

この論文中では、連邦テリ法の違憲性について、違憲論に対し、違憲とは断定できない点を説明している。しかし、その趣旨は連邦テリ法合憲論の展開とは言えず、むしろ違憲の疑いを認めているものである。さらに、連邦テリ法に基づき、どのような主張を行えばテリの両親側が勝訴する可能性があった

かも検討している。

(48) *ibid.*

(49) Elaine Cassel, "The Terri Schiavo Case: Congress Rushes In Where Only Courts Should Tread." *Findlaw Legal Commentary*, 2005.3.24, <<http://writ.news.findlaw.com/cassel/20050324.html>>; Edward Lazarus, "Why Congress's Intervention Predictably Didn't Help the Schindlers: Putting Federal Judges In an Unfair Pressure Cooker In the Terri Schiavo Case." *Findlaw Legal Commentary*, 2005.3.31, <<http://writ.news.findlaw.com/lazarus/20050331.html>>

(50) *op. cit.* (41).

(51) Cassel, *op. cit.*

(52) *op. cit.* (41).

(53) Cassel, *op. cit.*

(54) 2005-S.804 (Fla. 2005), Florida Senate, <<http://www.flsenate.gov/session/>>

(55) "Midnight Coup." *Los Angeles Times*, March 21, 2005, p.B-8; "The Schiavo Case." *Washington Post*, March 18, 2005, p.A22; "The Schiavo Case" *New York Times*, March 19, 2005, p.14.

さらに、連邦テリ法審議に際し、法案採択は政治的優位をもたらすであろうという内容のメモが、上院の共和党議員の間で回付されたという疑惑が持ち上がっていた。しかし、メモ自体、法案番号間違いや、スペルミスなどが散見され、噂の信憑性が問われるものであった。その後 4 月 7 日付ワシントン・ポスト紙 (Mike Allen, "Counsel to GOP Senator Wrote Memo On Schiavo." p.A1.) に、法案提案者である共和党マルティネス上院議員の法律顧問がメモの作成を認めたとする記事が掲載されている。

(56) "Measures of Disapproval" *CQ Weekly*, March 28, 2005, p.781.

(57) Lazarus, *op. cit.*

(58) Keith Perine, "Congress and The Rule of Law." *CQ Weekly*, March 28, 2005 pp.782-783; Jane Lampman, "Bringing the case against judge."

*Christian Science Monitor*, April 13, 2005, p.15, p. 17.

(59) Carl Hulse, "DeLay Outlines Strategy Against Federal Judges." *New York Times*, April 20, 2005.

(60) Marci Hamilton, "Senator Frist and Representative DeLay's claims of Supreme Court

judicial activism and anti-religion bias: Why they aren't persuasive." *Findlaw's Legal Commentary*, 2005.4.21, <<http://writ.news.findlaw.com/hamilton/20050421.html>>

(いび みえこ・海外立法情報課)

# フロリダ州テリ法\*

(Act of Oct. 21, 2003, 2003 Fla. Laws ch. 418)

井樋 三枝子訳

「州知事が1回限りの延期を命ずるための権限に関して、特定の状況下における栄養及び水分の差止を防ぐため1回限りの延期を命令する権限を州知事に与え、延期の終了について定め、延期をいかなるときも解除できる権限を州知事に与え、また、そのようないかなる延期に従ういかなる行為をとることによっても人は、民法上の責任を負わず、規制又は懲戒の処分に服さないことを定め、巡回裁判所\*\*の首席裁判官が、訴訟のための後見人を指名することを定め、施行日を定める法律」

フロリダ州立法府によって、以下のとおり制定する。

## 第1条

- (1) 2003年10月15日現在、次のいずれの規定にも該当する場合において、州知事は、患者に栄養及び水分が差止められることを防ぐため1回限りの延期を命令する権限を有する。
  - (a) 患者が、書面による事前指示書を有していない場合
  - (b) 裁判所により患者が「永続的植物状態」にあると決定された場合
  - (c) 患者が、栄養及び水分を差し止められている場合
  - (d) 患者の家族の構成員が栄養及び水分の差止を拒否している場合
- (2) 延期を命ずる州知事の権限は、この法律施行の日より15日後に終了する。また、当該の権限の終了はこの法律により命令されたいかなる延期の効力又は結果についても影響を与えない。州知事は、この法律に基づき権限を

付与された延期を、いつでも解除することができる。この法律に従って州知事により命令された延期に従うためにとったいかなる行動についても、人は民事上の責任を負わず、規制又は懲戒の処分に服さない。

- (3) 延期命令の発令に際して、巡回裁判所の首席裁判官は、当該の患者のため、州知事及び裁判所に勧告をするための訴訟上の後見人を指名する。

**第2条** この法律は、制定の時から施行する。

2003年10月21日州知事による承認

2003年10月21日州務長官事務局へ登録

## 注

\*法律の題名は以下のとおり。

“An act relating to the authority for the Governor to issue a one-time stay; authorizing the Governor to issue a one-time stay to prevent the withholding of nutrition and hydration under certain circumstances; providing for expiration of the stay; authorizing the Governor to lift the stay at any time; providing that a person is not civilly liable and is not subject to regulatory or disciplinary sanctions for taking an action in compliance with any such stay; providing for the chief judge of the circuit court to appoint a guardian ad litem; providing an effective date.”

\*\*州第一審裁判所 (the circuit court)

(いび みえこ・海外立法情報課)

# テレサ・マリー・シャイボの両親の救済のための法律

An Act for the relief of the parents of Theresa Marie Schiavo.

(March 21, 2005, Pub. L. 109-3, 119 Stat. 15)

井樋 三枝子訳

アメリカ合衆国連邦議会に召集された上院及び下院によって、以下のとおり制定する。

## 第1条 テレサ・マリー・シャイボの両親の救済

アメリカ合衆国フロリダ中部地区連邦地方裁判所は、テレサ・マリー・シャイボの生命を維持するために必要な飲食物又は医療の差止め又は停止に関して、合衆国の憲法又は法の下で彼女の権利の侵害があったとして、彼女により又は彼女を代理してなされる訴訟又は請求について、審理し、決定し、判決を下す管轄権を有する。

## 第2条 訴訟手続

テレサ・マリー・シャイボの両親のいずれも、この法律に基づき訴訟を提起する当事者適格を有する。訴訟は、テレサ・マリー・シャイボの生命を維持するために必要な飲食物若しくは医療の差止め若しくは停止に関する州裁判所の訴訟手続の当事者であった他のいかなる者に対しても、又はテレサ・マリー・シャイボの生命を維持するために必要な飲食物若しくは医療の差止め若しくは停止の権限を与え、若しくは指示する州裁判所の命令に従って行為をなし得る他のいかなる者に対しても起こすことができる。このような訴訟においては、先行するいかなる州裁判所の判決にもかかわらず、また、このような請求が以前に州裁判所の訴訟手続において提起され、審理され、又は決定されたか否かにかかわらず、連邦地方裁判所は、この法律の範囲内でテレサ・マリー・シャイボのあらゆる権

利に対する侵害についてのいかなる請求についても全く新たに判断しなければならない。連邦地方裁判所は、州裁判所で与えることのできる他の救済措置が尽くされたか否かにかかわらず、州裁判所の訴訟手続上有利になるような遅延又は回避をすることなく、訴訟を審理し、裁決する。

## 第3条 救済

この法律に基づき提起された訴訟の実体的事項について判断した後、連邦地方裁判所は、テレサ・マリー・シャイボの生命を維持するために必要な飲食物又は医療の差止め又は停止に関する合衆国の憲法及び法に基づきテレサ・マリー・シャイボの権利を守るために必要となりうる宣言的判決及び差止め命令により救済を命ずるものとする。

## 第4条 提訴期間

他のいかなる期間制限にもかかわらず、この法律に基づくいかなる訴訟又は請求も、この法律施行の日から30日以内に提起されたときは、期限内のものとする。

## 第5条 実体的権利に対する変更の否定

この法律のいかなる事項も、合衆国又は個々の州の憲法及び法による別段の保障のない実体的権利を創設するものと解釈されてはならない。

## 第6条 自殺幫助に与える効果の否定

この法律のいかなる事項も、次に掲げる事項に関する請求を審理するための特別の管轄権を

裁判所に与えるものと解釈されるものではない。

- (1) 自殺を幫助すること。
- (2) 自殺幫助に関する州法

#### 第7条 将来の立法に対する先例化の否定

この法律のいかなる事項も、個人の救済法案の規定を含めた将来の立法に関する先例とはしない。

#### 第8条 1990年患者の自己決定権法に対する影響の否定

この法律のいかなる事項も、1990年患者の自

己決定権法に基づくいかなる人の権利にも影響を与えない。

#### 第9条 連邦議会の意図

第109連邦議会において飲食物および医療を供給、差止め又は停止に関して決定をする能力のない無能力者の地位及び法的権利に関する方針を検討することが、連邦議会の意図である。

2005年3月21日承認

(いび みえこ・海外立法情報課)